注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、「独立行政法人会計基準等」という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益は11,554,803円増加しております。

なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

２　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	２～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	９～10年
特許権	８年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

４　賞与引当金の計上基準

運営費交付金以外の収入から支給される職員の賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

５　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は、計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当事業年度増加額から業務費用の退職給与の額を控除して計上しております。

また、国からの出向職員に係る退職給付見積額の当事業年度増加見積額についても合わせて計上しております。

⑵　運営費交付金以外の収入で手当する職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生事業年度において一括費用処理することとしております。

７　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業準備金

翌事業年度以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条第２項に定める基準に基づき計上しております。

⑵　特定業務特別準備金

翌事業年度以降の特定業務の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３及び第８条の４の規定に基づき、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の10に相当する金額を計上しております。

８　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法によっております。

９　たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法によっております。